

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年7月23日

香川県監査委員 宮 本 欣 貞
 同 都 村 尚 志
 同 鍋 嶋 明 人
 同 仲 山 省 三

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>(1) 前渡金について 捜査費支出何及び捜査費総括表において、記載誤りがあった。（観音寺警察署）</p> <p>(2) 特殊勤務手当について ア 特殊勤務手当（交通捜査等手当）について、支給漏れがあったので追給する必要がある。（高速道路交通警察隊） イ 「超過勤務等命令簿・実績簿」の特殊勤務手当の支給対象日が確認できないものがあったので、支給対象日を明確にする必要がある。（東かがわ警察署）</p> <p>(3) 契約について ア 鑑識に関するシステム賃借契約について、定期保守の点検回数が見定められていないものがあるので、契約書又は仕様書に明記する必要がある。 また、システムのサービス体制に変更があるにもかかわらず、システムに係るサービス体制証明書を徴していないものがあった。（鑑識課） イ 各警察署における信号機修繕の執行について、補修伝票の修繕費内訳の記載が不十分なものがある</p>	<p>(1) 前渡金について 直ちに捜査費支出何及び捜査費総括表の記載誤りを修正した。</p> <p>(2) 特殊勤務手当について ア 確認の上、平成21年12月給料支給時に追給した。 イ 確認の上、「超過勤務等命令簿・実績簿」に支給対象日を明確に記載した。</p> <p>(3) 契約について ア 維持補修等に関する体制表の毎年度の提出、定期保守の点検回数等を明記した協定を締結するとともに、平成22年度の体制表を業者から提出させた。 イ 直ちに、補修伝票の修繕費内訳の詳細な記載を業者に求めるよう各警察署に対し指導した。</p>

	<p>ので、各警察署に対し指導する必要がある。(交通規制課)</p> <p>ウ 運転免許登録業務委託について、仕様書で定めた従事者数が確保されていないときがあるので、仕様書を見直すか、又は契約書に委託料の精算について規定する必要がある。(運転免許課)</p> <p>エ 消防用設備の保守点検業務委託について、業務仕様書と点検結果報告書との記載に相違があり、誘導灯1式の点検が漏れていたため、履行確認を適切に行う必要がある。(高松西警察署)</p> <p>(4) 備品の管理について</p> <p>ア 備品登録事務が遅延し、取得した備品が備品一覧表に登録されていないものがあり、自主検査において、備品一覧表と現品との照合をしたにもかかわらず、登録漏れを把握していなかったため、備品の管理を適切に行う必要がある。(交通機動隊)</p> <p>イ 工事請負費で建物と一体的に整備された備品について、備品一覧表に登録されていないものがあったため、適切に登録する必要がある。(高松南警察署)</p> <p>(5) タクシーチケットについて</p> <p>タクシーチケットの使用について、使用者名及び使用時刻が記載されていないものがあった。(三豊警察署)</p>	<p>ウ 今後は、仕様書の内容が確実に履行されているかどうかを十分確認し、委託業務不履行と判断される場合は、契約書に基づき減額等の措置を検討する。</p> <p>エ 点検漏れ箇所については、直ちに、業者による点検を実施させた。今後このようなことがないよう業者を指導するとともに、履行確認を徹底する。</p> <p>(4) 備品の管理について</p> <p>ア 備品一覧表に登録されていないものについては、直ちに、備品一覧表に追記した。今後は、自主検査時等における、備品一覧表と現物との確認を徹底する。</p> <p>イ 本部会計課から物品購入通知書を受領後、直ちにオンラインシステムにより、備品登録を行った。</p> <p>(5) タクシーチケットについて</p> <p>職員に対し、タクシーチケット使用にあたっては「タクシー借上使用事務取扱要領」に準じて、記載漏れ等がないことを確認するよう徹底した。</p>
--	---	---